

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う改正

特別区人事委員会からの意見等を踏まえ、育児休業の取得回数制限を緩和するとともに、非常勤職員の子が生後8週間以内の場合における育児休業の取得要件を緩和するほか、非常勤職員の子が1歳以降の場合における育児休業の取得を柔軟化する。

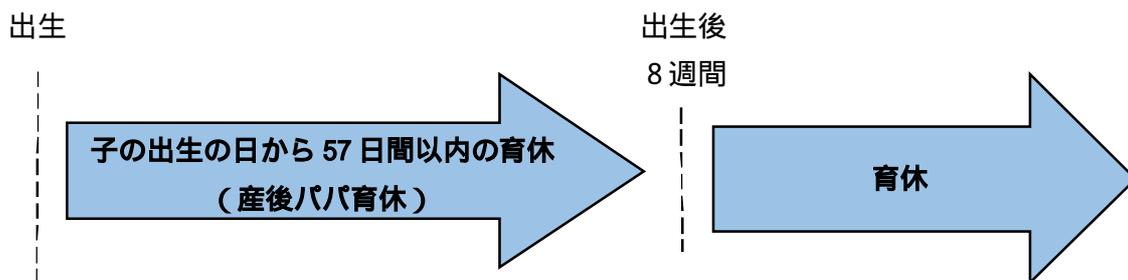
ア 既に育児休業を取得したことがある場合の取得回数制限の緩和

- (7) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、原則2回まで育児休業の取得ができるようになることから、育児休業等計画書により申し出た場合であって当初の育児休業の終了後、3月以上の期間を経過したことを不要とする。
- (4) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、非常勤職員だけではなく任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合を特別の事情に該当することとする。

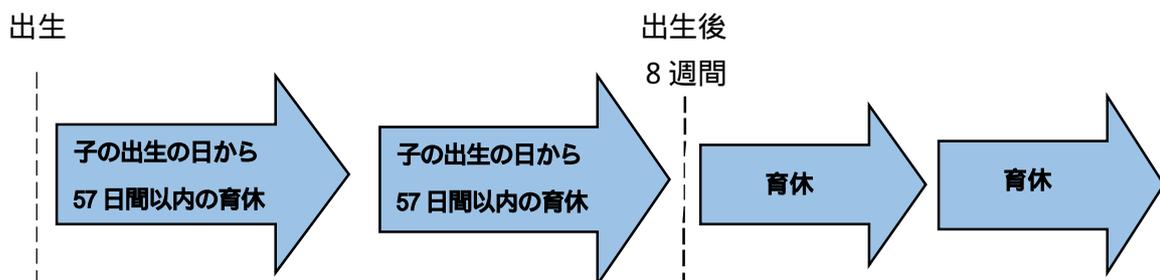
【地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律 概要】

- 1 育児休業の取得回数を原則2回まで取得可能とする。（現行：原則1回まで）
- 2 1に加え、子の出生の日から57日間以内（子の出生後8週間以内）に育児休業を2回まで取得可能とする。（現行：原則1回まで）

【現行（原則1回、子の出生の日から57日間以内の育児休業1回）】



【改正後（原則2回、子の出生の日から57日間以内の育児休業2回）】



イ 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」と緩和する。

ウ 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

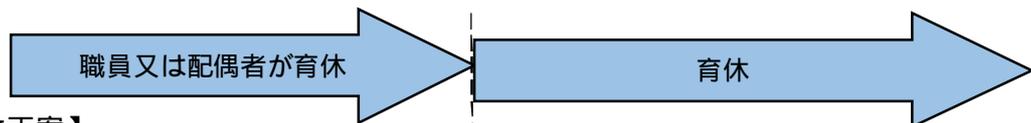
- (7) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。
- (4) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。
- (5) (7)の改正に併せ、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合を、現行と同様、子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする。

【改正イメージ】 2歳に達する日も同様

【現行】

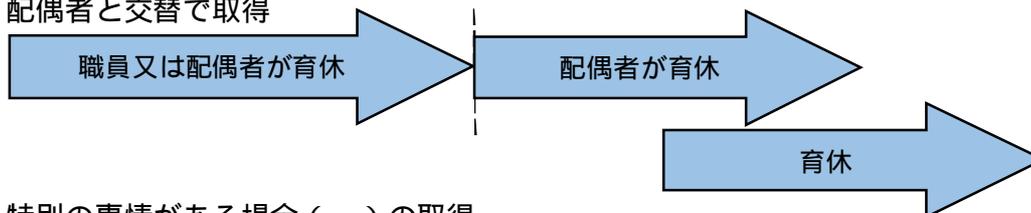
1歳到達日

1歳6か月到達日

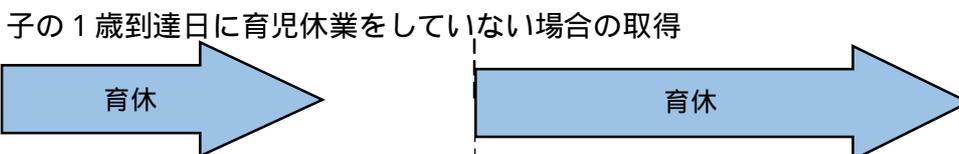


【改正案】

- ・ 配偶者と交替で取得

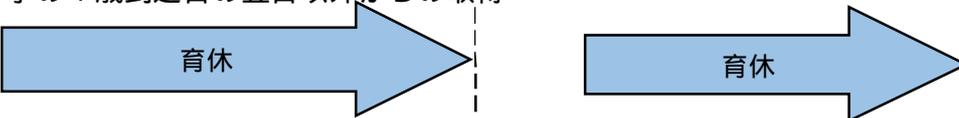


- ・ 特別の事情がある場合()の取得



子の1歳到達日に育児休業をしていない場合の取得

子の1歳到達日の翌日以外からの取得



子の1歳以上1歳6か月未満の期間における複数回の取得



産前産後休業期間が始まったことにより育児休業期間が終了した後に当該産前産後休業に係る子が死亡した場合等、育児休業の承認の失効・取消し事由が消滅した場合

職員の定年引上げに係る改正

職員の定年引上げ等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制による降任等の特例として異動期間を延長された管理監督職を占める職員について、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員とするとともに、定年前再任用短時間勤務職員について部分休業をすることができない職員から除くこととするほか、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなすこととする。

2 施行期日等

上記1 については令和4年10月1日と、上記1 については令和5年4月1日とする。ただし、上記1 による改正後の育児休業の承認の請求は、施行日前においても行うことができることとする。